

有料老人ホームの運営等について

令和元年8月26日(月)
サテライトキャンパスひろしま

1. 有料老人ホームの運営について	
(1) 非常災害対策について	P1
(2) 立入検査の実施について	P9
ア事故発生の防止及び発生時の対応について	P11
イ高齢者虐待の防止について	P13
2. 情報公表について(定期報告)	P15

担 当：広島県健康福祉局地域福祉課老人福祉施設G
連絡先：082-513-3199

※広島県の有料老人ホームに関する指針等については、広島県 HP をご確認ください。
トップページ>組織でさがす>地域福祉課>広島県有料老人ホーム設置運営指導指針・指導
要綱について

令和元年8月13日

各有料老人ホーム設置者 様

広島県健康福祉局地域福祉課長
(〒730-8511 広島市中区基町 10-52)

台風10号に伴う社会福祉施設等の安全の確保について（通知）

これから、台風10号の影響により激しい風雨のおそれがあります。

各施設においては、非常時に備えて、次の事項に留意いただき、施設の安全の確保に万全を期してください。

1 施設の連絡体制の確認及び夜間・休日の人員体制の確保

施設被害、断水、停電等の場合に備えて、緊急時における施設の連絡体制の確認（職員間の連絡体制、家族の連絡先等）や、夜間・休日の人員体制の確保を実施すること。

2 水・食糧等の備蓄

災害発生時に備えて、入所者等の生活に必要な水・食糧・燃料及び生活必需品等の備蓄を行うとともに、必要に応じて、土嚢・ブルーシートを準備すること。

3 施設等の状況確認及び7月豪雨災害による被害箇所の点検等の実施

施設建物、がけ崩れの恐れがある急傾斜地、堤防崩壊の危険があるため池などの状況を確認するとともに、7月豪雨災害による被害箇所の点検を実施し、ブルーシートを張り、土嚢を積むなど、必要な措置を講ずること。

4 情報収集及び必要に応じた早期避難等の実施

気象情報・避難情報の収集を行うとともに、必要に応じて、避難場所の確認と輸送手段の確保を行ったうえで、入所者等の早期避難等を実施すること。

5 被害情報の連絡

万一、災害による施設被害が発生した場合は、速やかに、その被害状況を「社会福祉施設等被害状況報告書」（別紙1）をメール若しくはFAX又は電話等により、県の施設担当部署（別紙2）及び市町施設担当課に連絡すること。

また、被害状況を県の施設担当部署から直接照会することもありますので、御協力をお願いします。

※1から4までの項目のうち、
1項目でも「あり」の場合に、
□にチェック等をして報告して
ください。

(県の施設担当部署名を記入) 宛 TEL :
メールアドレス: FAX :

別紙1 (標準様式)

社会福祉施設等被害状況報告書

報告日時: 月 日 時

【施設情報】(予め記入しておいてください。)

設置主体(法人名)	施設名
施設種別	所在地
担当者名	電話番号
連絡先(メールアドレス, FAX等を記入)	

1 人的被害状況 □あり □なし 発生日時: 月 日 時 分頃

2 施設の被害状況 □あり □なし 発生日時: 月 日 時 分頃
「あり」の場合(複数回答) □建物 □建物以外 □浸水 □土砂流入 □その他()

(被害状況の詳細を具体的に記入。)

3 ライフライン(電気・水道・ガス・電話等)の被害状況

ライフライン被害 □あり(□停電, □断水, □その他()) □なし
「あり」の場合(期間: 月 日 時 分頃から 月 日頃まで)

4 施設へのアクセス道路の状況(孤立している場合)

道路等の被害 □あり □なし

5 その他(「3」, 「4」が「あり」の場合, 食料・飲料水, 道路の状況などを記入。)

6 サービス提供の継続への支障 □あり □なし 発生日時: 月 日 時 分頃

(詳細を具体的に記入。)

7 入所者等の他施設等への避難状況 □あり □なし

(避難先の状況)

避難者数	名
施設名称	施設種別
施設所在地	

注) 県の施設担当部署への報告は, 原則としてメール又はFAXをお願いします。

県の施設担当部署 (〒730-8511 広島市中区基町10-52)

1 児童関係施設

施設種別	県の施設担当部署	電話(ダイヤルイン), FAX, メールアドレス
乳児院	こども家庭課 児童グループ	○こども家庭課 TEL 082-513-3167 FAX 082-502-3674 fukatei@pref.hiroshima.lg.jp
児童養護施設		
児童心理治療施設		
小規模住居型児童養育事業所(ファミリーホーム)		
児童自立生活援助事業所(自立援助ホーム)		
児童家庭支援センター		
児童自立支援施設		
児童相談所(こども家庭センター・一時保護所)	こども家庭課 児童グループ ※施設の所在地が、海田町、熊野町、坂町及び安芸太田町の場合:西部厚生環境事務所	【※児童厚生施設の所在地が、海田町、熊野町、坂町及び安芸太田町の場合】 ○西部厚生環境事務所 TEL 0829-32-1181 FAX 0829-32-0640 fjwkousei@pref.hiroshima.lg.jp
児童厚生施設(児童館・児童遊園)		
母子生活支援施設	こども家庭課 家庭グループ	TEL 082-513-3173 FAX 082-502-3674 fukatei@pref.hiroshima.lg.jp
婦人保護施設		
婦人相談所(こども家庭センター・一時保護所)		
母子・父子福祉センター		
保育所	安心保育推進課 安心保育推進担当 ※施設の所在地が、海田町、熊野町、坂町及び安芸太田町の場合:西部厚生環境事務所	○安心保育推進課 TEL 082-513-3179 FAX 082-502-3674 fuhoku@pref.hiroshima.lg.jp
認定こども園 (幼保連携型、幼稚園型、保育所型)	安心保育推進課 安心保育推進担当	【※保育所の所在地が、海田町、熊野町、坂町及び安芸太田町の場合】 ○西部厚生環境事務所 TEL 0829-32-1181 FAX 0829-32-0640 fjwkousei@pref.hiroshima.lg.jp
地域型保育 (小規模保育、家庭的保育、事業所内保育)		
放課後児童健全育成事業実施施設 (放課後児童クラブ)		

2 障害児者関係施設

施設種別	県の施設担当部署	電話(ダイヤルイン), FAX, メールアドレス
障害者支援施設	障害者支援課 指導検査グループ	TEL 082-513-3158 FAX 082-223-3611 fusyoushien@pref.hiroshima.lg.jp
療養介護事業所		
生活介護事業所		
短期入所事業所(単独設置)		
共同生活援助事業所		
自立訓練事業所		
就労移行支援事業所		
就労継続支援事業所		
障害児入所施設		
障害児通所支援事業所	障害者支援課 地域生活・発達障害グループ	TEL 082-513-3157 FAX 082-223-3611 fusyoushien@pref.hiroshima.lg.jp
福祉ホーム		
地域活動支援センター		
聴覚障害者センター	障害者支援課 計画・県立施設グループ	TEL 082-513-3161 FAX 082-223-3611 fusyoushien@pref.hiroshima.lg.jp
点字図書館		

3 高齢者関係施設

施設種別	県の施設担当部署	電話(ダイヤルイン), FAX, メールアドレス
養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム(A型) ケアハウス 老人福祉センターA型 老人福祉センター特A型 老人福祉センターB型 老人介護支援センター 有料老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅 生活支援ハウス 認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護看護事業所 老人短期入所事業所 (特別養護老人ホーム等併設分)	地域福祉課 老人福祉施設グループ	TEL 082-513-3199 FAX 082-223-3572 fuchiiki@pref.hiroshima.lg.jp
老人短期入所施設 (上記以外) 介護老人保健施設 介護医療院	地域福祉課 介護保険事業者指導グループ	TEL 082-513-3208 FAX 082-223-3572 fuchiiki@pref.hiroshima.lg.jp

4 その他施設

施設種別	県の施設担当部署	電話(ダイヤルイン), FAX, メールアドレス
地域福祉センター	地域支え合い担当 地域支え合いグループ	TEL 082-513-3144 FAX 082-223-3572 fuchiiki@pref.hiroshima.lg.jp
救護施設	社会援護課 生活保護グループ	TEL 082-513-3148 FAX 082-223-3572 fusyakai@pref.hiroshima.lg.jp
隣保館	人権男女共同参画課 人権啓発グループ	TEL 082-513-2734 FAX 082-227-2549 kanjindanjo@pref.hiroshima.lg.jp

水防法・土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※ 土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。

ポイント！

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務となりました。 ※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。

【浸水想定区域の指定】



※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。

【土砂災害警戒区域の指定】



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

要配慮者利用施設

とは…

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

例えば

（社会福祉施設）

- ・老人福祉施設
- ・有料老人ホーム
- ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
- ・身体障害者社会参加支援施設
- ・障害者支援施設
- ・地域活動支援センター
- ・福祉ホーム
- ・障害福祉サービス事業の用に供する施設
- ・保護施設

・児童福祉施設

- ・障害児通所支援事業の用に供する施設
- ・児童自立生活援助事業の用に供する施設
- ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設
- ・子育て短期支援事業の用に供する施設
- ・一時預かり事業の用に供する施設
- ・児童相談所
- ・母子・父子福祉施設
- ・母子健康包括支援センター 等

（学校）

- ・幼稚園
- ・義務教育学校
- ・特別支援学校
- ・小学校
- ・高等学校
- ・高等専門学校
- ・中学校
- ・中等教育学校
- ・専修学校（高等課程を置くもの） 等

（医療施設）

- ・病院
- ・診療所
- ・助産所 等

※ 義務付けの対象となるのは、これら要配慮者利用施設のうち、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

1

避難確保計画の作成

※国土交通省水管理・国土保全局のホームページに「避難確保計画の作成の手引き」を掲載していますので、計画作成の参考としてください。

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な次の事項を定めた計画です。
 - 防災体制
 - 避難誘導
 - 施設の整備
 - 防災教育及び訓練の実施
 - 自衛水防組織の業務（※水防法に基づき自衛水防組織を置く場合）
 - そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置 に関する事項
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、施設管理者等の皆さまが主体的に作成いただくことが重要です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを共用スペースの掲示板などに掲載しておくことも有効です。

2

市町村長への報告

- 避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。

➢ 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者等に対して、市町村長が必要な指示をする場合があります。
➢ 正当な理由がなく、指示に従わないときは、市町村長がその旨を公表する場合があります。

3

避難訓練の実施

- 避難確保計画に基づいて避難訓練を実施します。職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらうなど、**多くの方々**が避難訓練に参加することで、**より実効性が高まります**。
- ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、**浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施することが重要**です。

1

避難体制のより一層の強化のために、関係者が連携して取り組むことが重要です！



問い合わせ先

市町村地域防災計画（避難場所・避難経路など）・ハザードマップに関すること

施設の所在する市町村へお問い合わせください。

浸水想定区域・土砂災害警戒区域等の指定に関すること

洪水浸水想定区域についてはその河川を管理する河川事務所へ、土砂災害警戒区域等については都道府県へお問い合わせください。

法改正に関すること

水防法関係

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

土砂災害防止法関係

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

TEL：03-5253-8111（代表） URL：<http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/index.html>

ver4.2（H29.6.19）

防災・防犯に係る自主点検項目

区 分	自 主 点 検 項 目	適	不適
防 災	非常災害対策計画		
	① 水害・土砂災害を含む非常災害対策計画が策定されているか。	☐	☐
	② ①で策定されている非常災害対策計画に次の項目がそれぞれ含まれているか。		
	・介護保険施設等の立地条件（地形 等）	☐	☐
	・災害に関する情報の入手方法（「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認 等）	☐	☐
	・災害時の連絡先及び通信手段の確認（自治体、家族、職員 等）	☐	☐
	・避難を開始する時期、判断基準（「避難準備情報発令」時 等）	☐	☐
	・避難場所（市町が指定する避難場所、施設内の安全なスペース 等）	☐	☐
	・避難経路（避難場所までのルート（複数）、所要時間 等）	☐	☐
	・避難方法（利用者ごとの避難方法（車いす、徒歩等） 等）	☐	☐
	・災害時の人員体制、指揮系統（災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数 等）	☐	☐
	・関係機関との連携体制	☐	☐
	・その他（ ）	☐	☐
	③ 水害・土砂災害の場合を含む避難訓練が実施されているか。	☐	☐
防 犯 (日常の対応)	所内体制と職員の共通理解		
	・不審者への対処や、利用者と体力のない人・身体の不自由な人・心身の状況から避難に援助が必要な人の避難のあり方など、利用者の安全や職員（嘱託の警備員等含む。以下同じ。）の護身を含め、防犯に係る安全確保に関し、職員会議等で取り上げる等により、企图的な侵入を含めた様々なリスクに関する職員の共通理解を図っているか。	☐	☐
	・防犯に係る安全確保に関する責任者を指定するなど、職員の役割分担を明確にし、協力体制の下、安全の確保に当たっているか。	☐	☐
	・来訪者用の入口・受付を明示し、外部からの人の出入りを確認しているか。また、外部からの人の出入りが確認できる場所と立入りを禁じる場所とを区分けしたり、各出入口の開錠時間等整理した上で施設内に掲示したり、非常口の鍵を内側からしか開けられなくしたりするなどの工夫をしているか。	☐	☐
	・職員が顔写真入りの身分証を首からかけたり、来訪者に来訪者証やリボンその他を身につけるよう依頼したりする等により、利用者・職員とそれ以外の人を容易に区別できるようにしているか。	☐	☐
	・来訪者に“どこへ行かれますか？”“何かお手伝いしましょうか？”といった声かけをすることとし、実践しているか。	☐	☐
	・夜間の出入口は限られた場所とし、警備員室等の前を通るような動線となっているか。	☐	☐
	・来訪者の予定について、朝会などで職員間に情報提供したり、対応する予定の職員に確認したりしているか。	☐	☐
	・職員等に対する危機管理意識を高めるための研修や教育に努めるとともに、必要に応じ、警察や警備会社、防犯コンサルティング会社等の協力も得つつ、防犯講習や防犯訓練等を実施しているか。	☐	☐
	・通所時や夜間に加え、施設開放やイベント開催時など職員体制が手薄になりがちな場合の防犯に係る安全確保体制に留意しているか。	☐	☐
	・万一の場合の避難訓練や避難場所及び家族・関係機関等への連絡先・連絡方法（緊急連絡網）をあらかじめ定めておき、職員に周知しているか。	☐	☐
	・緊急事態発生時に、利用者に動揺を与えることなく職員間で情報を伝達できる「合言葉」をあらかじめ定めておき、職員に周知しているか。	☐	☐
	不審者情報に係る地域や関係機関等との連携		

防 犯 (日常の対応)	・市町の施設・事業所管課、警察署等関係機関や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会・防犯協会などの地域団体と日常から連絡を取るとともに、関係先電話番号の共有化など、連携して連絡・情報交換・情報共有できる体制となっているか。また、共有した関係連絡先電話番号は見やすい場所に掲示されているか。	☐	☐
	・関係機関からの注意依頼文書を配布・掲示するなど施設等内で周知徹底しているか。	☐	☐
	施設等と利用者の家族の取組み		
	・利用者に対し、犯罪や事故から身を守るため、施設等内外における活動に当たっての注意喚起を行っているか。また、利用者の家庭でも話し合われるよう働きかけているか。	☐	☐
	地域との協同による防犯意識の醸成		
	・自治体や地域住民と協力して、施設やその周辺の設備（街灯、防犯灯など）の維持管理状況を確認し、必要に応じて改善したり行政に働きかけたりするなど、地域住民と協同しながら防犯に向けた対応や交流を行っているか。	☐	☐
	・地域のイベントや自治体のボランティア活動に積極的に参加し、普段から地域との交流を深めているか。	☐	☐
	施設設備面における防犯に係る安全確保		
	・利用者の属性や施設等の態様、周辺の環境等を踏まえ、可能な経費の範囲において、防犯に係る安全確保のために施設・設備面の対策を講じているか。 ①警報装置・防犯監視システム・防犯カメラ・警備室等につながる防犯ブザー・職員が常時携帯する防犯ベル等の導入による設備面からの対策（そのような対策をしていることを施設内に掲示することを含む） ②対象物の強化（施設を物理的に強化して侵入を防ぐ） ③接近の制御（境界を作り、人が容易に敷地や建物に接近することを防ぐ） ④監視性の確保（建物や街路からの見通しを確保し、人の目が周囲に行き届くような環境をつくり、侵入を未然に防ぐ）	☐	☐
	・門扉や囲い、外灯、窓、出入口、避難口、鍵の管理等の状況を毎日点検しているか。	☐	☐
	・施設管理上重要な設備（例えば、電源設備など）への施設その他の厳重な管理と、その施設等の管理の状況を毎日点検しているか。	☐	☐
	・警報装置、防犯カメラ等を設置している場合、一定期間ごとに、作動状況の点検、警備会社等との連携体制を確認しているか。また、警報解除のための鍵や暗証番号を随時変更するなど、元職員や元入所者など関係者以外の者が不正に侵入できないようにする対策を講じているか。	☐	☐
	施設開放又は施設外活動における安全確保・通所施設における利用者の来所及び帰宅時における安全確保		
	・施設や施設外活動場所の周辺にある危険箇所を把握し、利用者・家族に対し注意喚起を行っているか。	☐	☐
	・来所・退所時の経路を事前に指定し、利用者・家族に対する指定された経路の利用に係る依頼・指導等をしているか。	☐	☐
	・利用者に係る緊急連絡用の連絡先を把握しているか。	☐	☐
	・施設外での諸活動時・来所退所時の連絡受入体制を確保しつつ、利用者とその家族等に対する施設又は担当者の連絡先の事前周知を行っているか。	☐	☐
	・施設外での諸活動に際し、利用者の状況把握をする責任者を設定し、確実な状況把握に努めているか。	☐	☐
	・施設開放時には、開放箇所と非開放箇所との区分を明確化し、施設内に掲示しているか。	☐	☐
	・施設開放時には、来訪者の安全確保のため、来訪者に防犯に係る安全確保等のパンフレットなどを配付して注意喚起しているか。	☐	☐

<防災関係根拠通知>

「介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」（平成 28 年 9 月 9 日老高発 0909 第 1 号等）

「介護保険施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の点検及び指導・助言について」（平成 29 年 1 月 31 日老高発 0131 第 1 号等）

<防犯関係根拠通知>

「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」（平成 28 年 9 月 15 日付老高発 0915 第 1 号）

サービス付き高齢者向け住宅のうち 「有料老人ホーム」に該当するものの 取り扱いについて

◆有料老人ホーム指導指針が適用される

適用される項目	留意点
職員の配置、研修及び衛生管理	定期的な職員研修の実施
有料老人ホーム事業の運営	管理規程の制定、非常災害対策及び緊急時の対応 医療機関との連携、介護サービス事業所との関係
サービス等	身体拘束廃止に向けた取組
利用料等	
契約内容等	重要事項説明書の作成・説明、苦情への対応 事故発生の防止、高齢者虐待の防止
情報開示	



◆有料老人ホームとして、「適正な運営及びサービスの質の確保並びに入居者保護が図られているか」老人福祉法第29条第11項の規定に基づく立入検査の対象となる

◇高齢者の居住の安定確保に関する法律第24条の規定に基づく、サービス付き高齢者向け住宅としての立ち入り検査の対象でもある

平成30年度 有料老人ホーム立入検査

1 実施状況

総施設数 94(53)

実施件数 17(14)

※広島市、呉市、福山市及び三次市所管の施設は除く。

※()内は、サービス付き高齢者向け住宅数

2 重点確認項目

入居者の尊厳の保持, 安全に関わる事項を重点的に確認

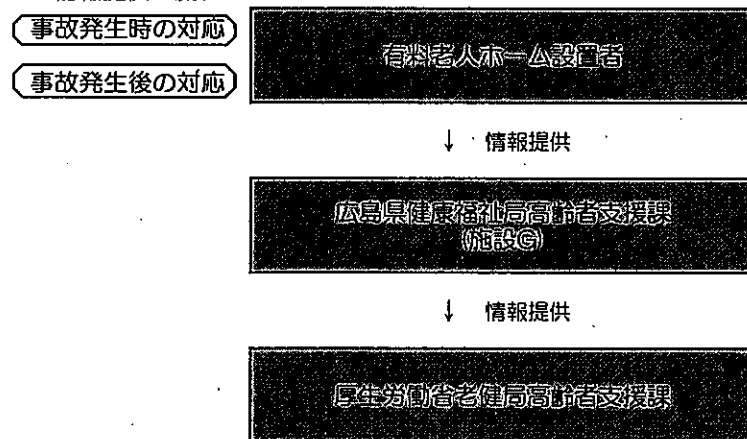
3 主な指摘事項

項 目	改 善 を 要 す る 事 項
有料老人ホーム事業の運営	○非常災害対策計画を作成すること。 ○非常災害に備えるため、消防・防災計画等の基づき、定期的に避難、救出その他な訓練を行うこと。 ○入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行わないこと。また、緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。 ○身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ○介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
契約内容等	○苦情の相談窓口、苦情処理の体制等を明らかにし、施設に掲示すること。 ○サービスの提供により事故が発生した場合、その状況等を記録するとともに、県及び家族等に報告すること。 ○高齢者虐待防止のための指針を作成し、職員に対し定期的な研修を実施すること。

有料老人ホームにおける事故等の報告について

- 1 有料老人ホーム設置者から情報提供を要する事故の内容【入居者の処遇に係る事故】
 - ・入居者の死亡事故（事故による死亡でない場合でも、死亡後に相当期間の放置がなされた事案は報告の対象とする。）
 - ・入居者に対する虐待
 - ・有料老人ホーム設置者による入居者の財産侵害（職員による窃盗等）
 - ・有料老人ホームにおける火災事故
 - ・地震等の自然災害による有料老人ホームの滅失・損傷
- 2 情報提供の内容
 - (1) 事故発生時の対応
 - ・事故の発生日時
 - ・事故等概要（発生場所、発生時の状況、原因、程度等）
 - ・施設の対応状況（施設での処置、病院等への搬送、家族への連絡等）
 - ・医療機関の対応状況（治療等を行った医療機関名、治療等の内容等）
 - ・警察・消防等の対応状況
 - ・報道機関の取材状況
 - (2) 事故発生後の対応
 - ・入居者の状況（病状、家族への説明等）
 - ・損害賠償の状況
 - ・事故原因
 - ・再発防止策（具体的な取組内容（体制の強化、研修の実施等））

3 情報提供の流れ



(注) 本報告書は、原則、事故発生時と事故後の再発防止策の策定時の2回に分けて提出。

4 根拠規定

広島県有料老人ホーム設置運営指導指針（抜粋）

12 契約内容等

(7) 事故発生の防止及び発生時の対応

- イ 入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに広島県、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

有料老人ホーム事故等報告書

広島県知事 様

令和 年 月 日

所在地
施設名
設置者
電話番号

印

(担当者氏名)

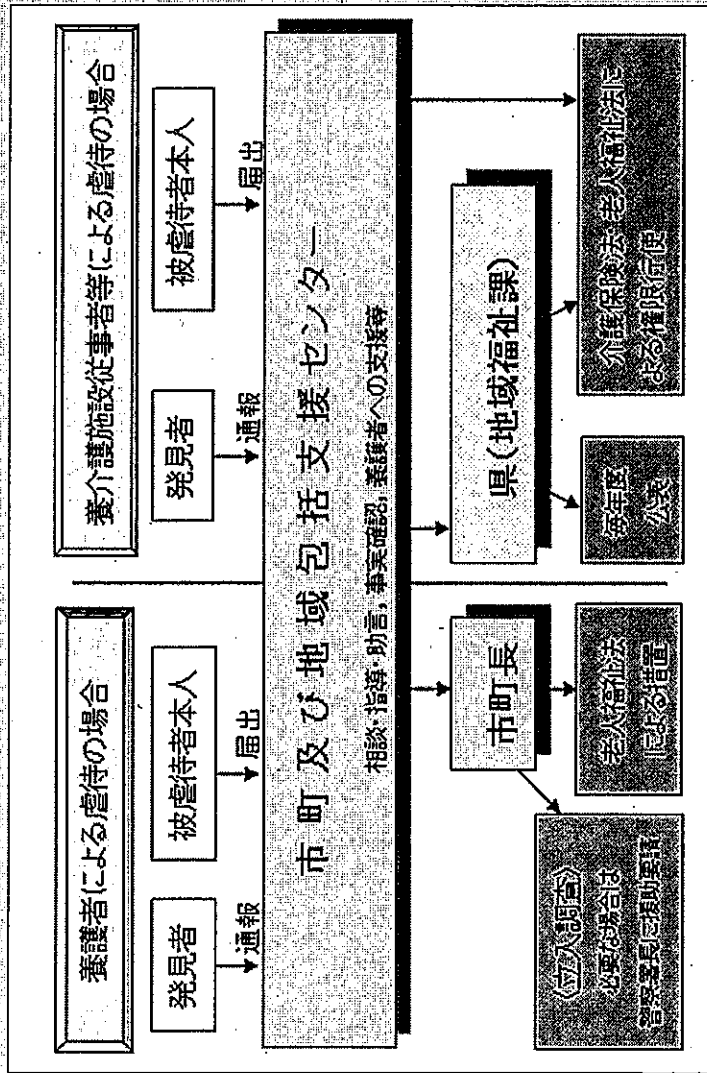
事故発生時の対応	発生日時	平成 年 月 日 () 時 分
	事故等の概要	(発生場所、発生時の状況、原因、程度等を記載する。)
	施設の対応状況	(施設での処置、病院等への搬送、家族への連絡等を記載する。)
	医療機関の対応状況	(治療等を行った医療機関名、治療等の内容を記載する。)
	警察・消防等の対応状況	
	報道機関の取材状況	

事故発生後の対応	入居者の状況	(病状、家族への説明等を記載する。)
	損害賠償の状況	
	事故原因	
	再発防止策	(具体的な取組内容(体制の強化、研修の実施等)を記載する。)

(注) 本報告書は、原則、事故発生時と事故後の再発防止策の策定時の2回に分けて提出すること。
再発防止策の策定を待って事故報告が遅れないように事故発生時の報告は速やかに行うこと。

○高齢者虐待に関する情報提供について

1 高齢者虐待対応の流れ



2 高齢者虐待防止法における介護施設従事者等に求められる対応

第5条 第1項	【高齢者虐待の早期発見等】 (略)その他高齢者の福祉に業務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。
第7条 第1項	【養護者による高齢者虐待に係る通報等】 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町に通報しなければならない。
第21条 第1項	【介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等】 介護施設従事者等は(中略)その業務に従事している介護施設等において業務に従事する介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報しなければならない。

【参考】県における高齢者虐待の状況

	H28年度	H29年度
施設内虐待	17件	14件
家庭内虐待	330件	370件

➤ 高齢者虐待の早期発見に努め、発見した場合は、速やかに市町に通報してください

※第21条7項
「介護施設従事者等は、
(中略)通報をしたことを理由として解雇その他不利益な取扱いを受けない」と規定されています

令和元年 8 月 9 日

各有料老人ホーム設置者 様

広島県健康福祉局地域福祉課長
(〒730-8511 広島市中区基町 10-52)

広島県有料老人ホーム設置運営指導要綱に基づく報告等について（通知）

このことについて、広島県有料老人ホーム設置運営指導要綱（以下「指導要綱」という。）
第 12 条に基づき、運営状況を報告してください。（2（1）参照）

また、指導要綱第 14 条に基づき、県のホームページにおいて情報の公表を行いますの
で、併せて提出してください。（2（2）参照）

1 提出期限 令和元年 8 月 30 日（金）

2 提出書類

（1）定期報告（指導要綱第 12 条関係）	（2）情報の公表（指導要綱第 14 条関係）
ア 令和元年 7 月 1 日現在の「有料老人ホーム重要事項説明書」 イ 直近の事業年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表 ウ 他業を営んでいる場合には、他業に係る直近の事業年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表 エ 親会社がある場合には、当該親会社の業務に係る直近の事業年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表 オ 最新の募集パンフレット カ 前年度に開催した運営懇談会の開催状況報告書（様式第 9 号）	ア 有料老人ホーム情報の概要（別記様式 10 号） ※ただし、次の場合には、別記様式第 10 号による報告は省略できるものとします。 ・介護サービス情報公開制度に基づき、特定施設入居者生活介護事業者として、知事に報告を行い、情報の公表を行っている場合であって、当該報告において有料老人ホーム情報の項目が網羅されている場合 ・第 12 条に定める有料老人ホーム重要事項説明書を、県ホームページに掲載することにより情報の公表を行うことを希望する場合

3 提出方法

重要事項説明書及び別記様式第 10 号は、県ホームページでの公表を行いますので、できる限りメールで提出してください。

その他の書類の提出方法は、郵送でもメールでも構いません

【メール宛先】 fuchiiki@pref.hiroshima.lg.jp

【郵送先】 〒730-8511 広島市中区基町 10-52

広島県健康福祉局地域福祉課老人福祉施設グループ

4 その他

「有料老人ホーム重要事項説明書」,「前年度に開催した運営懇談会の開催状況報告書(様式第9号)」 「有料老人ホーム情報の概要(別記様式10号)」の様式は, 県HP からダウンロードできます。

○広島県ホームページ

トップページ>組織でさがす>健康福祉局>地域福祉課

>関連情報(申請・手続き)>有料老人ホーム等の定期報告と情報公表について

<<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/60/teikihoukoku-yuryo.html>>

広島県有料老人ホーム 定期報告

検索

担当 老人福祉施設グループ
電話 082-513-3199 (ダイヤル)
(担当者 松浦)